

7保医医救第390号

令和7年8月7日

都内産科医療機関管理者 様
都内小児科医療機関管理者 様

東京都保健医療局医療政策部長

新倉 吉和

(公印省略)

東京都ドナーミルク利用支援事業に係る基準額の変更について（通知）

平素より、東京都の保健医療施策の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

東京都では、ドナーミルク（※）を必要とする児が、ドナーミルクを使用できる環境を整えるため、令和7年度から「ドナーミルク利用支援事業」を開始しておりますが、以下のとおり基準額の変更を行いましたのでお知らせいたします。

※ドナーとしての基準を満たした女性から提供された母乳で、検査に合格し、かつ低温殺菌処理をした母乳

記

1 事業の概要

(1) ドナー登録医療機関支援事業

「一般社団法人日本母乳バンク協会」及び「一般財団法人日本財団母乳バンク」（以下「母乳バンク」という。）におけるドナー登録を行う施設に対し、ドナー登録の件数に応じて補助を行います。

1 対象施設	ドナー登録を行う施設として母乳バンクから業務を受託している施設
2 事業の内容	ア 母乳バンクにおけるドナー登録に必要な問診・検査等を行うこと。 イ ドナー登録の促進に向け周知を行うこと。
3 補助額	母乳バンクのドナー登録に必要な問診・検査等を行った場合に、1件あたり3,000円を補助する。

(2) ドナーミルク使用料支援事業

ドナーミルクを利用する施設に対し、ドナーミルクを利用するために必要な経費を補助します。

1 対象施設	ア 都が指定する周産期母子医療センターもしくは周産期連携病院のうちNICUを備えた医療機関であり、母乳バンクのドナーミルク使用施設登録を行っていること。 イ 母親に対する母乳指導を適切に行っていること。
2 事業の内容	ア ドナーミルクが必要な児が使用できるよう環境を整備し、必要な児にドナーミルクを提供すること。 イ ドナーミルク及び母乳バンクについて都民向け周知を行うこと。 ウ 都が行うドナーミルクに関する調査に応じること。
3 補助額	母乳バンクに支払った会費と基準額とを比較して低い方の金額を補助する（補助率10/10）。

2 変更点

令和7年度ドナーミルク利用支援事業（ドナーミルク利用施設支援事業）における、「知事が定める額等」のうち基準額。

1か所当たり1,200千円 ⇒ 1か所当たり1,800千円

3 その他

今後、本事業について、ホームページで最新の情報を掲載しておりますので御確認ください。（東京都ホームページ）

URL：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/syusankiiryo/donor_milk

【問合せ先】

東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課周産期医療担当 阪上

（電話）03-5320-4379 Mail: S1150402@section.metro.tokyo.jp